

## 豊丘村長 選挙候補者届出書 (本人届出)

ふりがな		性別	
候補者			
本籍			
住所			
生年月日	年	月	日 (満 歳)
党派			
職業			
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和 5年 4月 23日 執行	豊丘村長選挙	
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本 5 通称認定申請書		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 年 月 日

氏名

豊丘村長選挙 選挙長 菅沼 和明 様

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙期日現在の満年齢を記載しなければならない。
  - 法第 86 条の 4 第 4 項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
  - 令第 89 条第 4 項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」記載しなければならない。
  - 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならず、地方自治法第 92 条の 2 又は第 142 条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
  - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

## 豊丘村長 選挙候補者届出書 (推薦届出)

ふりがな		性別									
候補者											
本籍											
住所											
生年月日	年 月 日 ( 満 歳 )										
党派											
職業											
一のウェブサイト等のアドレス											
選挙	令和 5 年 4 月 23 日 執行 豊丘村長選挙										
添付書類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 候補者の承諾書</td> <td style="width: 50%;">5 所属党派証明書</td> </tr> <tr> <td>2 選挙人名簿登録証明書</td> <td>6 戸籍の謄本又は抄本</td> </tr> <tr> <td>3 供託証明書</td> <td>7 通称認定申請書</td> </tr> <tr> <td>4 宣誓書</td> <td></td> </tr> </table>			1 候補者の承諾書	5 所属党派証明書	2 選挙人名簿登録証明書	6 戸籍の謄本又は抄本	3 供託証明書	7 通称認定申請書	4 宣誓書	
1 候補者の承諾書	5 所属党派証明書										
2 選挙人名簿登録証明書	6 戸籍の謄本又は抄本										
3 供託証明書	7 通称認定申請書										
4 宣誓書											

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 年 月 日

推薦届出者 住所  
氏名

年 月 日生

推薦届出者 住所  
氏名

年 月 日生

豊丘村長選挙 選挙長 菅沼 和明 様

- 備考 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第 86 条の 4 第 4 項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第 89 条第 4 項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。地方自治法第 92 条の 2 又は第 142 条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

# 候補者推薦届出承諾書

令和五年四月二十三日執行の豊丘村長選挙における候補者とな  
ることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

推薦届出者

様

選挙人名簿登録証明書

氏名

住所

右の者は、本村において令和 年 月 日現在における

選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長

菅沼和明



宣  
誓  
書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十一条の二（総括責任者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和五年四月二十三日執行の豊丘村長選挙の候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住所

氏名

# 通称認定申請書

(ふりがな)

候補者 戸籍名

( )

(ふりがな)

呼称 通称名

( )

令和五年四月二十三日執行の 豊丘村長 選挙において、

公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 年 月 日

住所

氏名

豊丘村長選挙 選挙長 菅沼 和明 様

備考

この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く適用していることを証するに足る資料を提出しなければならない。

## 選挙事務所設置届

選挙	令和五年四月二十三日 執行		豊丘村長選挙
選挙事務所の所在地			電話 
設置年月日	令和 年 月 日		
候補者氏名			

右のとおり、選挙事務所を設置したので届け出ます。

令和 年 月 日

候補者

(推薦届出者)

住所

氏名

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

(備考)

推薦届出者が設置した場合にだけ「候補者氏名」欄に候補者の氏名を記載する。  
なお、設置者が推薦届出者であるときは、選挙事務所を設置することを候補者が承諾した旨の承諾書を添えなければならない。

## 選挙事務所設置承諾書

推薦届出者

右の者が、令和五年四月二十三日執行の豊丘村長選挙において

選挙事務所設置届出書記載のとおり選挙事務所を設置することを承諾します。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙候補者

(備考) 推薦届出者が数人いるときは、代表者証明書を添えなければならない。



## 選挙事務所異動届

選挙	令和五年四月二十三日執行			豊丘村長選挙
旧選挙事務所の所在地				電話 
新選挙事務所の所在地				電話 
設置年月日	令和 年 月 日			
候補者氏名				

右のとおり、選挙事務所を異動したので届け出ます。

令和 年 月 日

候補者

(推薦届出者)

住所

氏名

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

(備考)

推薦届出者が設置した場合には、候補者が選挙事務所を異動することを承諾した旨の証明書を添えなければならない。  
推薦届出者が数人いるときは、代表者証明書を添えなければならない。

# 選挙事務所異動承諾書

推薦届出者

右の者が、令和五年四月二十三日執行の 豊丘村長 選挙において

選挙事務所異動届出書記載のとおり選挙事務所を異動することを承諾します。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙候補者

(備考) 推薦届出者が数人いるときは、代表者証明書を添えなければなりません。

出 納 責 任 者 選 任 届

選 挙	令和五年四月二十三日執行 豊丘村長選挙					
出 納 責 任 者 氏 名						
生 年 月 日	年 月 日					
住 所	電話 					
職 業						
選 任 年 月 日	令和 年 月 日					
候 補 者 氏 名						

右のとおり、出納責任者を選任したので届け出ます。

令和 年 月 日

住所

選任者

氏名

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

(備考)

推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が二人以上あるときは、併せてその代表たることを証すべき書面)を添えなければならない。

出納責任者選任承諾書

住所  
氏名

右の者が、令和五年四月二十三日執行の 豊丘村長

選挙における

出納責任者となることを承諾します。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙候補者

推薦届出者 様

(備考) 推薦届出者が数人いるときは、代表者証明書を添えなければならぬ。

出納責任者異動届

候補者氏名	出納責任者						選挙
	新				旧		
	異動年月日	職業	住所	生年月日	氏名	住所	
	令和 年 月 日			年 月 日			令和五年四月二十三日執行 豊丘村長選挙
					電話 	電話 	

出納責任者を右のとおり異動しましたから届出をします。

令和 年 月 日

選任者

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

(備考) 推薦届出者が異動届出をするときは、候補者の承諾を得たことを証する書面(推薦届出者が二人以上あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

# 出納責任者異動承諾書

住所  
氏名

令和五年四月二十三日執行の 豊丘村長 選挙における

出納責任者を右の者に異動することを承諾します。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙候補者

推薦届出者 様

(備考) 推薦届出者が数人いるときは、代表者証明書を添えなければなりません。

2-9 報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に関する届出書

公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙 候補者

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考

備考

- 一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者に有つては「手話通訳者」と記載する。
- 二 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

# 選挙開票立会人となるべき者の届出書（兼承諾書）

立会人となるべきもの	
住 所	電話 
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
<p>私は、令和五年四月二十三日執行の 豊丘村長選挙における 候補者 の選挙開票立会人となることを承諾します。</p>	

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

候補者氏名

豊丘村選挙管理委員会委員長

菅沼 和明

様



## 個人演説会開催申出書

令和 年 月 日

候補者

豊丘村選挙管理委員会委員長

菅沼 和明 様

左記のとおり公営施設を利用して、個人演説会を開催したいので申し出ます。

記

選挙	令和五年四月二十三日執行		豊丘村長選挙	
	名称			
住所	所在地			
開催日時	令和 年 月 日	午前・後 時	分から	午前・後 時 分まで
費用負担の別	有料 ・ 無料			
連絡先	連絡責任者			
その他	電話番号			

(備考)

学校または公民館等で、独立した二以上の施設（講堂・ホール・集会室等）がある場合には、いずれか一つの施設名を記載すること。  
候補者が共同して個人演説会を開催する場合、その他候補者が自分で設備するなどの場合は「その他」欄に、その旨記載すること。

令和 年 月 日

豊丘村 選挙管理委員会

委員長 菅沼 和明 様

豊丘村長選挙

候補者

## 受 領 書

下記のとおり受領しました。

### 記

1. 選挙運動用自動車（船舶）表示版 …………… 1 枚
2. 選挙運動用拡声機表示板 …………… 1 枚
3. 街頭演説用標旗 …………… 1 枚
4. 乗車（船）用腕章 …………… 1 組（4 枚）
5. 街頭演説用腕章 …………… 1 組（11 枚）

2-14

令和 年 月 日

豊丘村 選挙管理委員会

委員長 菅沼 和明 様

豊丘村長選挙

候補者

## 受 領 書

下記のとおり受領しました。

### 記

- |    |               |    |
|----|---------------|----|
| 1. | 選挙運動用ビラ証紙     | 枚  |
| 2. | 新聞広告掲載証明書     | 2枚 |
| 3. | 候補者用通常葉書使用証明書 | 1枚 |
| 4. | 選挙運動用通常葉書差出票  | 枚  |

# 選挙公報掲載申請書

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長 様

候補者

令和5年4月23日執行の 豊丘村長 選挙の選挙公報に別紙掲載文を掲載  
してください。

1. 掲載文 2部
2. 写真 2葉
3. 連絡場所 豊丘村大字 番地  
電話

(代表者証明書の様式)

## 推薦届出者の代表者証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、 豊丘村長選挙 候補者 \_\_\_\_\_ の推薦届出者の  
代表者であることを証明します。

令和 年 月 日

候補者 \_\_\_\_\_ 推薦届出者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

備考 推薦届出の場合に添付すること

# 誓 約 書

私は、令和5年4月23日執行の豊丘村長選挙に立候補するに当たり、選挙期間中はもとよりその事前においても公職選挙法を遵守し、率先垂範し明るく公明な選挙の推進につとめる事を誓約いたします。

令和 年 月 日

豊丘村長選挙

立候補予定者

豊丘村選挙管理委員会委員長 様



新聞広告掲載証明書

候補者			
立候補届出 年 月 日	氏 名	所属党派名	住 所
令和 年 月 日			電話 

右の者は令和五年四月二十三日執行の豊丘村長選挙の候補者であつて、公職選挙法第四百十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長

菅沼 和明



様式第2号 第3条関係

(候補者等が申請する場合)

## 証 票 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名

住 所

電話番号

職 業

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示のため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第3条の規定により証票の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

### 記

1. 証票交付申請枚数 枚
2. 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の枚数の関する事項

事務所の所在地	建物の名称	立札及び看板の類の枚数

注意 「整理番号」の欄は記入しないこと。

備考 整理番号は証票番号を記入すること。

(一般運送契約)

運送契約書



豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する

自動車の運送について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 使用車種及び登録番号

3 台数 1台

4 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)

5 契約金額 金 円(税込)  
(内訳 : 1日につき 円(税込) × 日間 )

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

Ⓜ

乙 住所

名称

代表者

Ⓜ

(個別契約用)

車輛賃貸借契約書

豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)

4 契約金額 金 円(税込)  
(内訳 : 1日につき 円(税込) × 日間)

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

名称

代表者

印

(個別契約用)

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用

する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)

2 供給場所

所在地

名称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円(税込)

(単位1リットルあたり 円(税込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

Ⓜ

乙 住所

名称

代表者

Ⓜ

(個別契約用)

## 選挙運動用自動車運転手契約書

豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が公職選挙法第141条に定める選挙運動自動車の運転について、次のとおり契約する。

### 1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 ( 日間)

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円(税込)  
(内訳 1日につき 円× 日間)

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93」の規定により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印



## 選挙運動用ビラ作成契約書

豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 品名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ

2 作成枚数 枚

3 契約金額 金 円(税込)  
(単価 (税込) × 枚)

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条の規定」により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

名称

代表者

印



## 選挙運動用ポスター作成契約書

豊丘村長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 作成枚数 枚

3 契約金額 金 円(税込)  
(単価 円(税込) × 枚)

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が「公職選挙法第93条」の規定により豊丘村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき豊丘村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が豊丘村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が「公職選挙法93条」の規定により豊丘村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊丘村長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

名称

代表者

印

第1号様式(第2条関係)

その1

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日				

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和 年 月 日		借入れ期間		
運転手の 雇用	令和 年 月 日		雇用期間		
燃料代	令和 年 月 日		自動車登録番号等		単価契約

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)



第1号様式(第2条関係)

その2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

第1号様式(第2条関係)

その3

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

第2号様式(第3条関係)

その1

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

第2号様式(第3条関係)

その2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第2号様式(第3条関係)

その3

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

豊丘村選挙管理委員会委員長 菅沼 和明 様

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第4号様式(第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

契約の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	令和 年 月 日	円
	令和 年 月 日	円
	令和 年 月 日	円
	令和 年 月 日	円
	令和 年 月 日	円
		備考

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が豊丘村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「契約の区分」欄の1)とそれ以外の契約(「契約の区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、豊丘村に支払を請求することはできません。

第4号様式(第5条関係)

その2

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名)				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
	令和 年 月	ℓ	円	
	令和 年 月	ℓ	円	
	令和 年 月	ℓ	円	
	令和 年 月	ℓ	円	
	令和 年 月	ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が豊丘村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考欄」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が豊丘村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、豊丘村に支払を請求することはできません。



第5号様式(第5条関係)

その1

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が豊丘村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
  - 村長選挙 枚数 5,000 枚、村議会議員選挙 枚数 1,600 枚
  - 限度額 7 円 73 銭(単価)×(1)の枚数=限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が豊丘村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙のポスター掲示場の数 24 枚

(2) 限度額

$316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} = 13,718 \text{ 円} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$

ポスター掲示場数

$13,718 \text{ 円(単価)} \times 24 \text{ 枚} = 329,232 \text{ 円}$

第6号様式(第6条関係)

その1(選挙運動用自動車の使用)

請 求 書

豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

豊丘村長 下平 喜隆 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名(名称)

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、豊丘村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(自動車の借入れ)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
令和 年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台=16,100円	円	
計			円	

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(燃料代)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運 動用自動車の自動車登録番 号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円× 〇= 円	/	/	
令和 年 月 日		円× 〇= 円			
令和 年 月 日		円× 〇= 円			
令和 年 月 日		円× 〇= 円			
令和 年 月 日		円× 〇= 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 (イ)の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙)その2(運転手)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第6号様式(第6条関係)

その2(ビラの作成)

請求書

豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

豊丘村長 下平 喜隆 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

印

記

豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、豊丘村に支払を請求することはできません。



(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(F)=(I)	
円 銭	枚	円	7 円 73 銭	枚	円	円 銭	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には, 7円 73 銭を記載してください。
- 2 (E)欄には, 選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には, (A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には, (B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第6号様式(第6条関係)  
その3(ポスターの作成)

請求書

豊丘村議会議員及び豊丘村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第第 11 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

豊丘村長 下平喜隆 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 豊丘村長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、豊丘村長に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
24箇所	円	枚	円	円 13,718	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、13,718 を記載してください。
- 3 (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認されたポスター作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。